

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	財政		局	財政		部	財産活用		課
項目	4-1		未利用・低利用財産活用						
実施内容	公有財産管理・活用庁内委員会の効果的な運用を進め、将来にわたって庁内利用等が無いと判断された未利用財産を売却します。また、本来の用途に利用するまでの間に一時利用が可能な低利用財産を貸し付けます。								
目標	未利用財産の売却や低利用財産の貸付けを進め、財源の確保と管理経費を削減								
	(平成28年度追記)								
工程	当初予定		26年度	27年度	28年度	29年度			
				売却に向けた調査・作業等の実施（随時）					
			前年度から引き続き実施している調査・作業等の完了（随時）						
				売却・貸付物件の確定、入札					
	進捗状況 (実績・見込)		26年度	27年度	28年度	29年度			
				売却に向けた調査・作業等の実施（随時）					
			前年度から引き続き実施している調査・作業等の完了（随時）						
				売却・貸付物件の確定、入札					
数値目標			26年度	27年度	28年度	29年度			
	—	見込	—	—	—	—			
		実績	—	—	—				
実績	28年度	・境界確定協議など、売却に向けての調査・作業の完了 ・平成28年度公募売却・貸付物件の確定（11月） ・平成28年度公募売却・貸付物件の入札（2月） ※ただし、大規模物件については売却に向けての調査・作業・調整を継続実行中							
単年度の 効果額見込 及び実績			26年度	27年度	28年度	29年度			
	見込		11 億円	2 億円	2 億円	8 億円			
		実績		3.2 億円	3.6 億円	1.9 億円			
評価	28年度	B	課題	大規模物件を売却するための地元調整など、相手方との解決すべき事項について、交渉が難航するなど時間を要する。					
			改善策	交渉による改善が見込めない物件について、訴訟による法的な見地から解決を図る。					
評価基準			A: 目標を上回って達成 B: 目標を概ね達成 C: 未達成						
備考									